坂町留守家庭児童会のしおり

このしおりは、留守家庭児童会についての大切なことが

記載してあります。

これから、児童会への入会を考えておられる方、また、

すでに入会されている方も必ずご覧ください。

このしおりについて、ご質問などがありましたら、坂町

教育委員会生涯学習課（☎０８２－８２０－１５２５）まで

お問い合わせください。

坂 町 教 育 委 員 会

目　次

Ⅰ．坂町留守家庭児童会の運営内容

　１．目　　　的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　２．対象児童・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　３．開会期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

　４．開会時間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　５．開設場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　６．費　　　用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　７．定　　　員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

　８．注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

Ⅱ．利用手続きについて

　１．入会手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　６

　２．４月１日から利用を希望される方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　３．年度途中から利用を希望される方へ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　４．申込事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

　５．利用の中止等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

Ⅲ．資料集

　　　別紙１～３

Ⅰ．坂町留守家庭児童会の運営内容

１．目　　　的

　坂町留守家庭児童会（以下「児童会」）は、放課後や長期休業中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生の健全育成を図ることを目的として実施します。

　２．対象児童

　　 次の条件を**全て満たす場合に対象となります。**

**（１）坂町内に住所を有している児童**

**（２）坂町内の小学校に在学している児童**

**（３）保護者及び同居する親族（１８歳未満の者を除く。以下「保護者等」）が、次のいずれかの事由に該当することで、家庭において適切な保護を受けられないことが常態（※１）であると認められる児童**

　　　　①保護者等が、就労のため午後３時ごろまで家庭にいないこと。

　　　　②保護者等が、疾病または負傷の状態にあるか、障害があること。

　　　　③保護者等が、疾病または負傷の状態にあるか、障害がある親族等を、常時介護していること。

④保護者等が、出産予定日前６週間（多胎妊娠の場合は１４週間）にあたる日から出産日後８週間にあたる日までの間（以下「産前産後期間中」）であること。

　 ⑤保護者等が、大学等へ通学中であること。

　 ⑥その他児童を保護できない特別の理由があること。（※２）

　 ※１　常態とは、3か月以上の継続かつ月15日以上

　 ※２　求職活動による場合には、１週間のうち３日以上、午後３時ごろまで家庭にいないことが必要です。利用できる期間は、「利用開始日から３か月が満了する日まで」です。

　３．開会期間

　　毎年４月１日から翌年３月３１日まで（ただし、次の休会日を除く）

　　【休会日】

　　 ・日曜日、国民の祝日（国民の祝日が日曜日に当たるときは、その翌日）

　　 ・年末年始（１２月２８日～１月３日）

　　 ・教育委員会が必要と認めた日

４．開会時間

　　月曜日から金曜日まで　　　　　　　　　　　　　下校時～１８：００

　　土曜日、学校代休日及び長期休業中　　　　　　８：３０～１８：００

　５．開設場所

**坂ひまわり児童会（１，２年生）**【低学年用施設】

　 　コミュニティーホールさか（坂東二丁目４番１０号）

**坂ひまわり児童会（３～６年生）**【高学年用施設】

　　 坂ひまわり児童会用施設（坂東四丁目１番２８号）

**横浜ひかり児童会（１，２年生）**【低学年用施設】

横浜ふれあいセンター（横浜東一丁目９番１号）

**横浜ひかり児童会（３～６年生）**【高学年用施設】

　 横浜ひかり児童会用施設（横浜東一丁目５番１０号）

**小屋浦たんぽぽ児童会（１～６年生）** 【低学年,高学年用施設】

　 小屋浦たんぽぽ児童会用施設（小屋浦二丁目９番７号）

６．費　　　用

　　月額２，０００円　（同一世帯に属する２人以上の児童が児童会に加入する場合、２人目以降の児童の負担金は、月額１，０００円）

**※費用の減免については別紙１「留守家庭児童会保護者負担金免除申請について」をご覧いただき、「保護者負担金免除申請書」を生涯学習課にご提出ください。**

　　※途中入会、途中退会の場合であっても当該月１ヶ月分の費用が掛かります。

７．定　　　員

坂ひまわり児童会（１～３年生）　　　１１０名

坂ひまわり児童会（４～６年生）　　　　５０名

　　横浜ひかり児童会（１～３年生）　　　１００名

　　横浜ひかり児童会（４～６年生）　　　　４０名

　　小屋浦たんぽぽ児童会（１～３年生）　　　　３０名

　　小屋浦たんぽぽ児童会（４～６年生）　　　　３０名

　８．注意事項

　（１）生活ノートについて

　　　・ご家庭と児童会との連絡に使用する大切なものです。指導員が児童会での様子、連絡事項などを記入しますので、毎日、保護者の方が目を通して確認のサインをした上で、必ず持たせてください。

　　　・お子さまの体調がよくない場合や、帰宅の方法が通常と異なる場合など、連絡事項がある場合はご記入ください。

　（２）欠席について

　　　・児童会を欠席する場合は、必ず各児童会へご連絡ください。

　　　　※欠席することが事前にわかっている場合は、前日までに生活ノートにてお知らせいただいてもかまいません。

　　　・**学校を欠席または早退した場合には、必ず児童会にもご連絡ください。**

（３）利用時間のルールについて

　　・児童会は、保護者等の同居のご家族全員が、就労等で放課後に不在の間。児童会を利用できます。

　　・提出された就労証明書に記載の就業時刻からおおむね１時間までを利用承認時間としています。（例　父：１７時、母：１５時まで仕事→１６時までの利用を承認）

　　　※移動に１時間以上かかる方、夜勤等で放課後の時間が睡眠時間と想定される場合などは、この限りではありません。

（４）帰宅と来会について

　　　・お子さまだけで帰宅する場合は、安全確保のため、できるだけ集団で帰宅させることにしています。保護者の方は、希望される時刻を**必ず生活ノートに**記入してください。

　　　・**原則、高学年用施設でのお迎えはできません。**３年生以上の児童については、子どもたちの自立に向けて、できるだけ１７時の集団下校での帰宅をお願いします。

　　　・児童会から帰る時刻を１７：００以降に希望される場合は、安全確保のため、**必ず１８：００までに保護者の方のお迎えをお願いします。**

　　　・長期休業中や土曜日の開所時刻は８：３０です。安全確保のため、お子さまの来会が開所時刻より前にならないように、ご協力をお願いします。

　　　・塾や習い事等での早帰りの後の再来会は、お断りしています。

　　　・ご家庭でも、来会途中、帰宅途中の安全指導（寄り道をしないなど）や通学路の確認をしてください。

　（５）宿題について

　　　・宿題は、来会後すぐに自主的にするよう声かけし、習慣づけの指導を促しますが、学習指導は行いません。宿題の内容については、ご家庭で確認をお願いします。

　　　・下校時刻が遅くなった場合や学校行事に参加する場合などには、宿題ができないことがあります。

　（６）お弁当について

　　　・土曜日、長期休業中などの給食のない日には、お弁当と水筒を持たせてください。来所後に、買いに行くことはできません。

　（７）諸費について

　・児童会では、**保護者負担金とは別に**各児童会にて諸費代を徴収しています。諸費は児童会で提供するおやつ、クリスマス会やお別れ会などに利用しますので、**必ず各児童会へ諸費代をお支払いください。**

（８）警報発令時の対応

　　　・**別紙２「坂町留守家庭児童会の警報発令時の対応について」を必ずご覧ください。**

　・坂町では、警報発令時における休会のお知らせや、各児童会からのお知らせなどを登録制メールにより保護者の皆様に配信しています。このため、**別紙３「坂町留守家庭児童会メール配信登録マニュアル」に従い、必ず登録してください。**

（９）施設設備等の破損について

**・児童会の物品、設備を故意に破損した場合には、弁償していただきますのでご注意ください。**

　（10）新型コロナウイルス感染症対策について

　　　・来会の際には、必ずマスクの着用をお願いいたします。

　　　・発熱等の風邪症状がある場合には、児童会の利用は控え、必ず児童会にも欠席の連絡をお願いいたします。

　　　・手洗い、咳エチケット、マスク着用など、ご家庭でも感染予防のご指導をお願いいたします。

　　　・児童会において「陽性」が確認された場合、急遽、開設場所の変更、もしくは、休会とさせていただくことがあります。

　　　　※「陽性」確認が多数の場合は、何日か休会とさせていただく場合がありますので予めご了承ください。

　　　・児童会において「陽性」が確認された場合、ＰＣＲ検査等のお願いをすることがあります。

　　　　無症状感染者が多いことが感染を拡大させている一つの要因と言われており、坂町では、早期に発見することで感染拡大を防ぐことができたケースもありました。

　　　　子どもたちを守るためにも検査等へのご理解とご協力をお願いいたします。

Ⅱ．利用手続きについて

１．入会手続きについて

（１）入会申込（入会対象児童については、１ページ目をご覧ください。）

坂町役場３階生涯学習課へ次の必要書類を準備し、提出してください。

《利用手続き必要書類》

・留守家庭児童会入会申請書

・入会が必要な理由を証明する書類

　　※保護者、同居の方等、全員の書類が必要です。

|  |  |
| --- | --- |
| 入会が必要な理由 | 必要書類 |
| 常勤、パート等で就労している場合  （雇用主に雇用されている場合） | 就労証明書 |
| 自営業等で就労している場合 | 確定申告書の写し |
| 保護者等が疾病・負傷の場合 | 診断書（写）または介護保険被保険者証（写） |
| 親族等を常時介護している場合 | 介 護 者：申立書  要介護者：診断書（写）または介護保険被保険者証（写）、身体障害者手帳（写）など |
| 障害がある場合 | 身体障害者手帳（写）など |
| 産前産後期間中の場合 | 母子健康手帳（写） |
| 大学等へ通学している場合 | 在学証明書（写） |
| 求職活動中の場合 | 申立書 |
| その他 | 理由が確認できる書類または申立書 |

（２）利用の決定等

　　　入会申請書や就労証明書などの添付書類により、対象児童の要件を満たしているかどうかを確認して、利用の決定・不決定を通知します。

　　　利用希望児童数が多く、定員を超過する場合は「坂町留守家庭児童会入会選考基準要領」基づき、利用者を選定します。

　　　利用の決定が決まりましたら、児童会の利用開始前に児童会の利用説明を受けていただきます。

２．４月１日から利用を希望される方へ

・**必ず受付期間内（令和５年１月１０日～令和５年２月１３日）に申し込んでください。受付期間内に申込がない場合は、年度途中からの利用を希望される方と同じ受付期間で受け付けます。**

　 ※受付期間内に必要書類が用意できない場合は、生涯学習課へご連絡ください

３．年度の途中から利用を希望される方へ

　　・必要書類をそろえて坂町役場３階生涯学習課へ提出してください。（必要書類については前ページをご覧ください。）

・利用開始のできる月は、申込書類を提出した日により決定します。

１５日までに提出された場合は、翌月からの利用、

１６日以降に提出された場合は、翌々月からの利用となります。

※転入等、特別な事情がある場合はこの限りではありません。

**※長期休業中のみの受入は行っておりません。**

４．申込事項の変更について

　　・勤務先・住所・家庭状況などの変更があった場合には、速やかにご連絡ください。**勤務先が変更となった場合には、就労証明書の再提出が必要です。**

・就労状況を確認するため、年度途中に就労証明書の再提出を依頼します。

　　 ※保護者の方の就労時間等の変更により、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

５．利用の中止等について

　・利用期間満了前に児童会の利用を中止される場合は、事前に「留守家庭児童会退会届」を役場生涯学習課へ提出してください。

　　※退会届を生涯学習課が受理するまでは、退会とはなりません。

※退会となるまでは、負担金等が引続き発生します。

　・長期間、児童会を欠席された場合は、今後の利用継続について確認させていただくことがあります。

　・就労条件の変更等により、対象児童の要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。

　・申込に虚偽や不正があった場合には決定を取消します。

　・他の児童や指導員に対し、危険を及ぼす恐れがある場合、また、故意に児童会の設備に重大な損害を与えた場合には決定を取消し、弁償等の対応を取らせていただきます。

**MEMO**